

広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、
売上が減少した三次市内の中小企業者を応援します！

三次市中小企業者 応援給付金

1事業者 30万円

●対象業種

業種名	日本標準産業分類 中分類番号	該当事業者
小売業	56～61	衣服、靴、花類、和・洋菓子 等
宿泊業	75	ホテル、旅館、民宿
生活関連 サービス業 ・娯楽業	78～80	旅行業、冠婚葬祭業、理・美容業、 エステティック業 等



●申請手続きについて (申請要件についてはウラ面をご覧ください)

【申請期間】 令和3年4月1日(木)～令和3年5月31日(月)

【申請方法】 郵送での申請 ※当日消印有効

【必要書類】 ※必要書類はHPよりダウンロードいただけます

- ①申請書(兼請求書)、チェックシート
- ②法人の場合は法人番号が分かる書類
- ③直近の確定申告書又は住民税申告の控えの写し
- ④令和2年12月～令和3年2月のいずれかひと月と前年同月の事業収入(売上)が確認できる書類の写し(売上台帳など)
- ⑤広島県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の写し
- ⑥振込先口座の通帳の写し(表紙を1枚めくったページの写し) 等

問い合わせ先 三次市産業振興部商工観光課 (三次市十日市中二丁目8-1)

TEL 0824 - 62 - 6171 FAX 0824 - 64 - 0172

MAIL shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp

三次市中小企業者応援給付金申請要件

広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けた市内に本店を有する法人又は市内に住民登録があり県内に主たる事業所を有する個人事業者であって、次のすべてに該当する者

- ① 三次市内に本店を有する法人又は市内に住民登録があり
広島県内に主たる事業所を有する個人事業主
- ② 中小企業基本法で定義する中小企業（個人事業主を含む）
- ③ 前年の事業収入（売上）が120万円以上であること
- ④ 令和2年12月～令和3年2月のいずれかひと月の売上げが
前年同月の売上げと比較して30%以上減少していること
- ⑤ 広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること
- ⑥ 直近の確定申告又は住民税申告をしている事業者
- ⑦ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に
規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと
- ⑧ 事業が法令に違反し、公序良俗に反する事業者
- ⑨ 今後も事業を継続する意思がある事業者
- ⑩ 国、県、市町等から同一事業に対する助成を受けていないこと
- ⑪ 広島県頑張る飲食店応援金、広島県頑張る飲食店納入事業者応援金、
広島県感染拡大防止支援金、三次市飲食事業者支援給付金、三次市交通事業者支援給付金、
三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る産業振興施設支援助成金、三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る指定管理施設助成金を受けていないこと

必要書類、申請手順、よくあるご質問など
詳しくは 三次市HP「三次市中小企業者応援給付金」
をご覧ください。

